

(仮称) 池田市空家等及び空き長屋等の 適正管理に関する条例 (案) の概要

1. 目的

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び空き長屋等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 定義

1 空き長屋等 1戸以上の住戸において居住や使用がなされていない長屋及び共同住宅（これらに附属する工作物及びその敷地を含む。）で本市の区域内に存するもの。

2 特定空き長屋等 空き長屋等のうち、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるもの。

3 1、2のほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3. 市の責務

市は、空家等及び空き長屋等の適正管理に関し、必要な施策を実施する。

4. 所有者等の責務

空家等及び空き長屋等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等及び空き長屋等の適切な管理に努める。

5. 立入調査等

市長は、この条例の施行のために必要な調査が行い、特定空き長屋等に対す

る措置を行うために必要な限度において空き長屋等への立入調査ができるものとする。

また、立入調査においては、空き長屋等の所有者等へその旨の通知（通知することが困難な場合を除く。）をし、立ち入る際には立ち入る者は証明書を携帯し、関係者の求めに応じ提示しなければならない。

6. 空き長屋等の所有者等に関する情報の利用等

市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって空き長屋等の所有者等に関するものについて、この条例の施行において必要な限度において、当該目的以外の目的のために内部で利用できる、また、この条例の施行のために必要があれば、関係する地方公共団体等に空き長屋等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

7. 所有者等による空き長屋等の適切な管理の促進

市長は、所有者等による空き長屋等の適切な管理を促進するため、当該空き長屋等の所有者等に情報の提供、助言その他必要な援助を行うことができる。

8. 特定空き長屋等に対する措置

市長は、特定空き長屋等の所有者等に対し生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができることとし、改善されないときは、相当の猶予期限を付けて勧告することができる。

また、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置を命ずることができるとともに、その場合は、措置の内容及びその理由並びに意見書の提出先等を記載した通知書を交付して、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

通知書を受けた者は、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを市長に請求することができることとするとともに、市長は、請求があった

ときは、措置の内容、意見の聴取の期日等を期日前に公告し、措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求め、公開による意見聴取を行わなければならない。

措置を命じようとする者又はその代理人は、意見の聴取に際しては、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

なお、市長は、措置の命令をした場合は、標識の設置等により、その旨を公示しなければならない。当該標識は、命令に係る特定空き長屋等に設置することができ、当該特定空き長屋等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

措置の命令については、池田市行政手続条例（平成9年池田市条例第2号）第12条（処分の基準）及び第14条（不利益処分の理由の提示）以外の第3章（不利益処分）の規定は、適用しない。

9. 応急措置

市長は、空家等及び空き長屋等の管理不全状態により人の身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があるときは、必要最小限の措置を行うことができ、当該措置を講じたときは、当該空家等及び空き長屋等の所有者等に対し当該措置を行った旨を通知し、当該所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

なお、当該空家等及び空き長屋等の所有者等が確知できないときは、その旨を公告する。

10. 施行期日等

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

また、関係条例の規定を整備するものである。